資料２

子どもの意見聴取について

－なぜ行うのか／どのように行うのか／本日ご意見をいただきたいこと－

1. なぜ、子どもの意見を聴くのか

・子どもの権利に関する条例を検討するにあたり、当事者である子どもの意見を聴き、条例づくりに活かすことを重視している。
・こども基本法においても、子どもに関する施策の策定・実施・評価にあたり、子どもの意見を反映することが求められている。
・それ以上に、この条例が「大人が考えたルール」ではなく、「子どもにとって意味のある条例」となるためには、日々の生活の中で子どもが感じていることや経験していることを出発点に考えることが重要である。

2. 意見聴取の方法（予定）

以下の３つの方法を組み合わせて、意見聴取を行うことを想定している。

（1）アンケート（広く声を集める）
・小・中・高校生を対象に、タブレット端末を活用した WEB アンケートを実施する。
・学童保育、子ども食堂、子育て支援施設等にアンケート QR コード付きチラシを設置する。
・市内で開催されるイベント等、多くの子どもが集まる機会にアンケートを実施する。
・市公式ウェブサイトや LINE 等も活用し、多様な立場の子どもが回答できる環境づくりを検討する。

（2）ヒアリング（声を深く聴く）
・アンケートでは出にくい背景や理由を把握するため、施設等でのヒアリングを実施する。
・項目や聞き方については、過去の取組や本日頂く意見、アンケート結果を踏まえて整理する。
・話したくない子どもへの配慮や、安心して話せる環境づくりを重視する。

（3）直接参加の会議（対話を通じて考える）
・前文の検討を主な目的として、公募と無作為抽出にて選出された子ども・若者と大人が世代を超えて参加する市民会議である「ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル」を実施予定である。
・アンケート（ヒアリング）の結果を材料として提示し、条例の出発点となる考え方を対話で深める。

3. 今後の進め方（現時点の想定）

・前文は、直接参加の市民会議で検討する予定であるため、その材料を準備することも踏まえ、まず、小・中・高校生アンケートを先行して実施したいと考えている。
・ヒアリングは、項目や方法が整理でき次第、アンケートと並行して実施することを想定している。

4. 本日、審議会でご意見をいただきたいこと

以下の点を中心として、幅広くご意見をいただきたい。

・子どもに聴く内容（アンケート設問）の妥当性や不足している視点
・子どもが答えやすく、安心して意見を表明できる聞き方・言葉の工夫
・多様な子どもの声を取りこぼさないための工夫　など